

令和6年度(公財)滋賀県身体障害者福祉協会事業計画書

基本方針

滋賀県では「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例」が施行され、「滋賀県障害者プラン2021」や「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」が改正されました。国においては、「改正障害者差別解消法」の施行により、法でも民間事業者に合理的配慮の提供が義務付けられることとなります。また、障害者総合支援法が見直されるなど、令和6年度は、障害者福祉の転換期であり、今後、障害者への理解の促進と支援の充実に向けた取り組みが、より一層進められることが期待される年となります。

しかし、1月に発生した「令和6年能登半島地震」等自然災害発生時の避難支援や、安心安全な移動手段の確保、物価高騰に伴う経済的負担増など、誰もが地域で安心して安全に暮らすためには、多くの課題があり早急な対応が必要です。

そのような時に、当協会は、当事者団体として、また、公益財団法人として、障害者の社会参加と自立に必要な事業を実施するとともに、当協会や障害者の活動を広くアピールし啓発できるよう取り組みます。

特に、これからは障害者だけではなく地域の人たちとともに協力し、当事者自身が社会の一員として地域社会に貢献し活動することで、「共生社会」を実現できるよう取り組まなければなりません。「私たちのことを私たち抜きで決めないで」を合言葉に障害者権利条約が作成されたように、私たち障害者も相手の立場を尊重し当事者としての意見を的確に伝えられるよう取り組みます。

事業計画

I・法人運営

1. 法人の健全な運営

法制度に基づき、公益財団法人として適正に運営するとともに、財政基盤を確保する。

(1) 法人諸会議の開催

- ① 評議員会の開催
- ② 理事会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 三役会の開催

(2) 公益目的付帯業務の実施と財源確保

- ① 日身連収益事業所が実施するカタログ販売の斡旋
- ② 基本財産等の有効的な運用
- ③ 広報紙や開催事業への協賛等による寄付の拡大

(3) 役員研修会の実施

(4) その他法人運営に必要な業務の実施

Ⅱ・公益目的事業

1. 障害者福祉に関する法制度や施策の改善に向けた事業

(1) 障害者施策等要望と関係機関等への参画

障害者福祉の向上と改善に向けて活動し、当事者の意見等を障害者福祉に関する法制度等に反映するため各種委員会等に参画し協力する。

- ① 障害者施策要望の実施（県知事等）
- ② 滋賀県予算対策要望検討委員会への参画と協力
- ③ 関係機関等が開催する委員会等への参画

(2) 身体障害者福祉大会の開催と参加支援

障害者福祉の向上と共生社会の実現に向けて、障害者自身の取り組みをアピールし、参加者同士の交流と情報を共有のための機会として実施するとともに、その他大会等への参加を支援する。

- ① 第73回滋賀県身体障害者福祉大会の開催（愛知犬上地域・彦根地域）
- ② 第44回近畿ブロック身体障害者福祉大会への参加支援（大阪府）
- ③ 第69回日本身体障害者福祉大会（石川県）
（令和6年能登半島地震の発生により中止）

2. 共生社会をめざし、障害の有無にかかわらず誰もが社会の一員として活動することを目的とする事業

(1) 滋賀県障害者社会参加推進センター事業

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりへ向けて、関係団体・機関の協力の下に、障害者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果・効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を推進する。

- ① 社会参加推進協議会の開催
- ② 障害者理解を深めるための研修会等の開催
- ③ 共生社会の実現に向けた取り組み
- ④ 障害者差別解消法にかかる相談窓口の設置
- ⑤ 障害者による書道・写真全国コンテストの作品募集
- ⑥ 滋賀県障害者社会参加推進センターホームページ等による情報発信

(2) 社会参加促進事業(5事業)の委託

障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加するために必要な訓練等の実施を委託する。

- ① 交通安全・防災等生活訓練
- ② オストメイト社会適応訓練
- ③ 車椅子生活行動訓練
- ④ 腎臓障害者生活行動訓練
- ⑤ 音声機能障害者発生訓練・指導者養成事業

(3) 地域等組織活性化の支援

県内の地域組織（各市町身体障害者更生会等）の活動の活性化と組織の強化を支援する。

- ① 組織活性化部会の開催
- ② 組織活動活性化事業（委託）の実施

(4) 第24回全国障害者スポーツ大会開催への協力

令和7年に開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」の開催に向けて、協力する。

- ① 障害者スポーツ理解促進事業の実施

3. 障害者が自立し、社会で活躍するために必要な研修や情報発信等事業

(1) 身体障害者相談員の資質向上

県内各市町の身体障害者相談員の資質向上を目的とした事業を開催するとともに、研修会等への参加を支援する。

- ① 滋賀県身体障害者相談員研修会
- ② 第26回近畿ブロック身体障害者相談員研修会等への参加支援

(2) 青壮年部活動の充実強化

青壮年層の障害者の社会活動への参加促進や仲間づくりを支援するため、青壮年部組織の強化や情報発信の方法等について検討・実践する。

- ① 組織強化事業
- ② 青壮年部役員会等の開催
- ③ 各種事業への参加・協力

(3) 顕彰事業

長年にわたり身体障害者の更生援護に貢献された方等に対する表彰を実施するとともに、各種表彰へ候補者を推薦する。

- ① 滋賀県身体障害者福祉協会会長表彰の実施
- ② 関係機関・団体等が実施する表彰制度への推薦

(4) 情報提供活動の充実

障害者への各種情報を提供し、主催事業等を効果的に周知啓発する。

- ① 機関紙「県身協」の発行
- ② 機関紙「日身連」の購買支援
- ③ ホームページによる情報提供
- ④ 関係機関や団体が実施する事業等の周知啓発と参加促進

(5) その他障害者の自立と社会参加に必要な事業

- ① 心身障害者扶養共済制度の事務手続き
- ② 関係機関および団体が実施する事業への参加協力
- ③ J Rジパングクラブ特別会員制度の加入等事務手続き

4. 指定管理者としての施設管理業務

(1) 滋賀県立障害者福祉センターの運営と事業開催

県との協定に基づき適正な運営と障害者の社会参加を促進するため、指定管理者として、「利用者一人ひとりに寄り添い、ともに成長するセンター」をモットーに、福祉センターの経営方針・経営目標の下、設置目的に沿い、安心・安全な管理運営に努める。

また、令和7年度に迫った第24回全国障害者スポーツ大会に向けた機運を更に上昇させ、大会開催のレガシーの一助となるよう、障害者一人ひとりが主体的にスポーツ・文化活動に参加し、楽しみ、交流の輪を拡げられるよう環境の整備に努める。(別冊)